

北条中央公園災害対応型自動販売機設置に係る仕様等

(1) 設置募集場所（別紙位置図参照）

物件 番号	設 置 場 所	所在地	設置 台数	設置 面積
1	北条中央公園 花壇脇 (花壇から駐車場の方角、向かって右側)	館山市 北条 1500-1	1 台	2.0 m ² (2m×1m)
2	北条中央公園 花壇脇 (花壇から駐車場の方角、向かって左側)	館山市 北条 1500-1	1 台	2.0 m ² (2m×1m)

※設置面積は、自動販売機、容器回収箱、自動販売機固定器材等を含めた面積とする。

(2) 許可の期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(なお、使用許可の期間の更新は行わないものとする。)

(3) 販売品目は清涼飲料水等（缶・ビン・ペットボトル容器）とする。

(4) 設置期間

(2) 許可の期間とする。ただし、設置期間であっても当市が公用・公共用に供するため必要とするときなどは、許可を取り消す場合がある。

この場合、事業者には損害が生じて当市はその賠償の責を負わないものとする。

(5) 販売品目

お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、ジュース類の缶、びん、ペットボトルなどの密閉式の容器入りとし、酒類及びその類似品（いわゆるノンアルコール飲料を含む。）を除くこと。なお、夏季は冷やして提供する商品を主とし、冬季は暖めた商品に一部変更すること。

(6) 販売価格

販売価格は定価販売とすること。

※消費税等の増税による価格変更など、販売価格を変更する場合は市と協議すること。

(7) 災害対応型について

- ①許可期間中は自動販売機の鍵を市に預けるとともに、災害時の操作方法を担当者に申し伝えること。
- ②大規模災害発生時において、当市が必要と判断した場合には、自動販売機内の在庫飲料を設置業者の負担により、無料で提供することに同意すること。(判断の尺度としては、市内各地に避難所が多数開設されたとき、且つ避難住民への飲み物の提供が困難になることが想定されるときを目安と考えます。)
- ③災害対応型であることを表示していること。

(8) 自動販売機の規格等

- ①自動販売機は災害対応型に限るものとし、位置図に示した場所に、指定した外形寸法上限を超えないものを設置すること。
- ②設置事業者の負担により、自動販売機の電気使用料を計測するための証明用電気計器（子メーター）を設置すること。また、設置時の初期値は担当者に必ず報告をすること。
- ③自動販売機は、可能な限り省エネタイプに努め、ノンフロン対応機種であること。また、年間を通して節電対策に努めること。
- ④照明の自動消灯・減光などが可能なセンサーやタイマー機能を有する機種とするように努めること。
- ⑤自動販売機の設置に当たっては、コンセント一つに対して、差込プラグを一つとして使用すること。
- ⑥自動販売機の設置に当たって、申請者は許可を受けた現地を確認のうえ、適切な転倒防止措置を施すこと。
- ⑦自動販売機及び回収ボックス等設置について、管理上必要な指導を受けたときは、それに従うこと。また、風で飛ばされないよう注意をすること。